

保 発 〇 三 〇 五 第 一 二 号
平 成 三 〇 年 三 月 五 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件に係る研修受講の特例について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱は、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号）別添 1 別紙及び別添 2 のそれぞれの第 1 章 5 の規定により「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 2 号）の別紙 1「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により取り扱うところであり、平成 30 年度の柔道整復師の施術に係る療養費の制度の円滑な施行の観点から、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）により一定の条件に合致する者について、受領委任を取扱う施術管理者の要件に特例を設けることとしているが、その他に平成 30 年度における研修要件の緩和について、別紙により行うものとしたので、その取扱いに遺漏なきようご配慮願いたい。

なお、別紙の取扱は、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとする。

別紙 「平成 30 年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件
に係る研修受講の特例について」

平成 30 年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件
に係る研修受講の特例について

1 施術管理者に係る要件の特例による取扱い

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」
(平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 2 号) の別紙 1 「柔道整復療養費の受領委任を
取扱う施術管理者の要件に係る取扱いについて」について、平成 30 年度においては、柔
道整復師の施術に係る療養費の制度の円滑な施行の観点から、一定の条件に合致する
者に特例の要件を設けることとし、その取扱いを以下に示すものとする。

2 受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例となる対象者

受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例となる対象者（以下、「施
術管理者研修特例対象者」という。）は、平成 30 年度において、新たに施術管理者と
なるための実務経験要件を満たしており、施術管理者として、地方厚生（支）局長と
都道府県知事あて、受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った者とするこ
と。

3 施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての実務経験

施術管理者研修特例対象者に係る実務経験は、「柔道整復師の施術に係る療養費につ
いて」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号。（以下「受領委任通知」という。）
別添 1 別紙及び別添 2 のそれぞれの第 1 章 5 に規定する「柔道整復師として実務に従
事した経験」であること。

4 施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての実務経験の期間

施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての実務経験の期間は、「柔
道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成
30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 2 号。（以下「施術管理者の要件に係る取扱通知」と
いう。）別紙 1 の 2 に規定するものとする。

5 施術管理者研修特例対象者に係る柔道整復師実務経験の期間の証明方法

施術管理者研修特例対象者に係る柔道整復師実務経験の期間の証明方法は、施術管
理者の要件に係る取扱通知の別紙 1 の 3 に規定するものとする。

6 施術管理者研修特例対象者に係る登録施術所の管理者における柔道整復師実務経験期
間の証明

登録施術所の管理者は、施術管理者の要件に係る取扱通知の別紙 1 の 4 に規定によ
り柔道整復師実務経験の期間を証明するものとする。

7 登録施術所の管理者に対する改善の特例

地方厚生（支）局長は、登録施術所の管理者が6の規定に違反していると認めるときは、受領委任通知別添1による協定及び別添2による受領委任の取扱規程の適正な運用を確保するため、当該登録施術所の管理者に対し、柔道整復師実務研修期間の証明の改善に関し必要な措置を求め、当該登録施術所の管理者はこれに応じるものとする。

なお、登録施術所の管理者における虚偽証明の事実を認めたときは、受領委任の取扱いの中止とすることができる。

8 施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての研修受講

施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての研修受講については、次の事項を全て満たすものとする。

（1）受領委任通知別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5に規定する「登録を受けたものが行う研修」は、本通知の別紙2「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2に規定する施術管理者研修であること。

（2）受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った日から1年以内に研修を受講すること。

9 施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての研修修了の証明

受領委任通知別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5に規定する「研修の課程を修了した者」の証明は、本通知の別紙2「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の12による研修修了証によるものとする。

なお、10により受領委任の届出又は申出に添付する研修修了証は、本通知の別紙2「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の13による研修修了年月日から5年間の有効期間を経過していないものであること。

10 施術管理者研修特例対象者に係る受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出

施術管理者研修特例対象者に係る受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出は、受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に、次の事項に定める書面を添付し、地方厚生（支）局長と都道府県知事へ届出又は申出するものとする。

また、受領委任の届出の場合は、各都道府県公益社団法人柔道整復師会長を経由して行うものとする。

- （1）施術所の開設届又は施術所の変更届の写し
- （2）柔道整復師免許証（施術所に勤務する柔道整復師を含む。）の写し
- （3）開設者が選任したことを証明する書類
- （4）勤務形態を確認できる書類
- （5）欠格事由に該当しない旨の申出書

(6) 6による実務研修期間証明書の写し

(7) 9による研修修了証の写し

なお、届出又は申出の際は、添付する書面のうち、(7) 研修修了証の写しに代えて、
施術管理者研修特例による確約書を添付するものとし、施術管理者研修特例による確
約書は、施術管理者研修特例対象者が受領委任を取扱う施術管理者の届出及び申出を
行った日から1年以内に、(7) 研修修了証の写しを提出すること、並びに(7) の提
出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを別紙様式
1の確約書（平成30年度における施術管理者研修特例対象者）により確約するもので
あること。

確 約 書
(平成 30 年度における施術管理者研修特例対象者)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った日から１年以内に、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）の別紙 10 による（７）の研修修了証の写しを提出すること、並びに、（７）の研修修了証の写しを提出しなかった場合には、受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約します。

平成 年 月 日

厚生(支)局長 殿

都道府県知事 殿

柔道整復師氏名 (印)

住所 〒

(受領委任を取扱う)
施 術 所 名

施 術 所 住 所 二 一

TEL. — —